運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案（案）に関するパブリックコメント実施要領

１．案件名

運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案（案）に関するパブリックコメント

２．募集期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）まで

３．事務局

まちづくり部まちづくり推進課

４．募集の趣旨

令和５年 10 月に道路運送法が改正され、道路運送法第９条第４項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、地域公共交通会議とは別に、法律で定められた構成員による協議を行うこととされました。これを受け、当市では宍粟市運賃協議分科会を設置し、協議運賃に関する事案について、その都度、協議を行っています。

その後、令和７年６月に国から、関係者の負担軽減及び生産性向上を図る観点から、分科会の開催を要しない軽微な事案の目安となる考え方が示されました。この考え方では、軽微な事案の例が示されるとともに、どのような事案を軽微な事案として取り扱うかは、あらかじめ各地域の運賃協議会で協議の上、定めることとされています。

このため、当市においても、分科会の開催を要しない軽微な事案を定めるため協議を行います。

この協議に先立ち、道路運送法第９条第５項の規定により、事前に広く意見を求める必要がありますので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

５．公表資料（別添参照）

・運賃協議分科会の開催を要しない軽微な事案（案）
・宍粟市運賃協議分科会規約
・（参考書類）道路運送法第９条第４項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

６．閲覧場所及び閲覧時間

場　　所	時　　間
まちづくり部まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く）　午前９時～午後４時 30 分

市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く）　午前９時～午後４時 30 分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く）　午前９時～午後４時 30 分
市立図書館	午前９時 30 分～午後５時 30 分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和８年 12 月 14 日まで

７．意見を提出できる人

・市内に住所を有する者
・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
・市内に存する学校に在学する者
・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

８．意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

９．意見書の提出方法

<table>
<tr><td>提出方法</td><td colspan="2">提　出　先</td></tr>
<tr><td rowspan="4">持　参</td><td>まちづくり部まちづくり推進課</td><td rowspan="3">月～金曜日（祝日を除く）
午前９時～午後４時 30 分</td></tr>
<tr><td>市民局まちづくり推進課</td></tr>
<tr><td>三方町出張所</td></tr>
<tr><td>市立図書館</td><td>午前９時 30 分～午後５時 30 分
（月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）</td></tr>
<tr><td>郵　送</td><td colspan="2">まちづくり部まちづくり推進課まで郵送してください。
〒671-2593
宍粟市山崎町中広瀬 133 番地６
まちづくり部まちづくり推進課　宛</td></tr>
<tr><td>ファックス</td><td colspan="2">0790-63-3064</td></tr>
<tr><td>電子メール</td><td colspan="2">machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp</td></tr>
<tr><td>市公式サイト</td><td colspan="2">意見入力フォームより送信してください。</td></tr>
</table>

10. 注意事項

・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。